

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和2年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 124,768 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,686,592 千円

（単位：千円）

区分		令和元年度 決算額	財源内訳				うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			特定財源		一般財源		
			国・道支出金	その他			
社会福祉	障がい者福祉	341,013	240,841	21,081	79,091	92,808	
	高齢者福祉	182,691	2,789	23,652	156,250		
	児童福祉	835,401	384,469	43,076	407,856		
	母子福祉	23,268	5,237	8,177	9,854		
	（小計）	1,382,373	633,336	95,986	653,051		
社会保険	国民健康保険事業	72,040	38,016	0	34,024	21,672	
	介護保険事業	9,509	0	0	9,509		
	後期高齢者医療事業	131,804	22,840	0	108,964		
	（小計）	213,353	60,856	0	152,497		
保健衛生	疾病予防	38,583	1,345	14,476	22,762	10,287	
	母子保健	35,296	0	2,657	32,639		
	医療	16,987	0	0	16,987		
	（小計）	90,866	1,345	17,133	72,388		
合計		1,686,592	695,537	113,119	877,936	124,767	

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。